

農業者年金に加入しませんか



農業者年金は、加入者が積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる確定拠出型年金です。加入要件に該当する方はいつでも加入できます。また、保険料は自由に決めることができ（月額2万円～6万7千円の間で千円単位）いつでも見直せます。老後の生活への備えに農業者年金に加入しませんか。

加入の要件

- ◇国民年金の第1号被保険者
- ◇60歳未満
- ◇年間60日以上農業に従事

加入のメリット

- ◆認定農業者など一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助があります。
- ◆支払った保険料は、全額、社会保険料控除の対象となります。
- ◆終身年金で、80歳までに亡くなられた場合、死亡一時金があります。

- 問合せ ・うきは市農業委員会事務局 Tel 75-4976
・独立行政法人農業者年金基金 Tel 03-3502-3199（専門相談員）

農地の出し手、受け手を募集します！

農地中間管理機構（公益財団法人 福岡県農業振興推進機構）を通じて、農地の貸借を行いませんか。農地中間管理機構は、農地を貸したい出し手から、規模拡大などを行いたい受け手（担い手）への農地の集積・集約化を進めるための中間的受け皿となる組織です。

農地中間管理機構は、公的機関ですので、農地の出し手は、確実に賃料が振り込まれる等、安心して貸し出すことができます。また、受け手は、契約や地代の支払いを一本化できるメリットがあります。

内容	受付期日
農地の出し手の募集	随時
農地の受け手の公募	11月30日（金）まで ※12月以降でも受付可能な場合がありますので、ご相談ください。
機構を通じた農地の権利設定（出し手→機構→受け手）	平成31年5～6月

※申込み方法等の詳細は、下記へ問い合わせください。

- 問合せ うきは市農林振興課農政係 Tel 75-4975
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 Tel 092-716-8355
福岡県農林水産部水田農業振興課 Tel 092-643-3473

うきは市野菜地域振興支援事業を開始します

うきは市内の野菜の振興を図るため、新規に野菜を作付けしようとする方、既存野菜の規模拡大を図ろうとする方を支援します。

- ◇対象者 販売を目的として野菜を新規に作付けする農業者及び団体、既に作付けしている野菜の規模拡大を図る農業者及び団体

- ◇対象野菜 ナス、オクラ、レタス、ほうれん草、キャベツ、葉物野菜類

- ◇補助の対象及び補助率

事業内容	対象者	補助率	補助上限	実施基準
種子・苗代	個人	定額	3万円	（個人）新規 作付面積 2a 以上 規模拡大 作付面積 3割増
	団体		10万円	
生産資材代	個人	1/2 以内	5万円	（団体）新規 作付面積 10a 以上 規模拡大 作付面積 3割増
	団体		15万円	
機械代	個人	1/2 以内	15万円	新規 作付面積 10a 以上 規模拡大 作付面積 3割増
	団体			

- ◇事業の申請受付 平成30年11月1日（木）から

- ◇申請時に必要な物 見積り、印鑑、振込先口座がわかる物

- ◇事業実施後に必要な物 領収書、写真（実施前後・購入資材等）

- 問合せ 農林振興課農政係 Tel 75-4975、JA にじ営農部 Tel 75-4200